

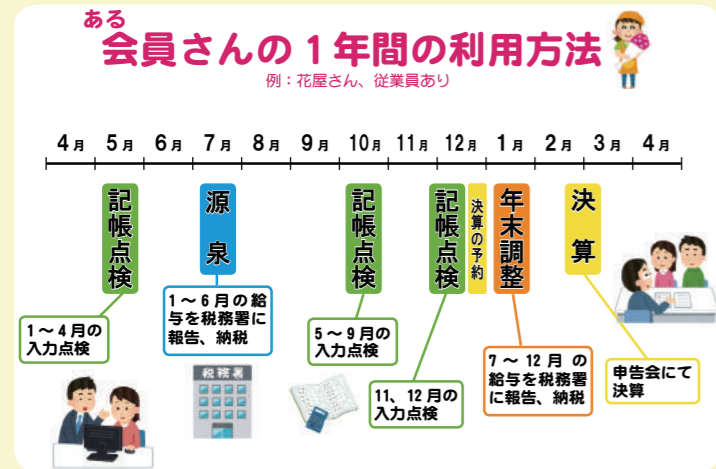
6月1日～7月31日 特別記帳点検月間

定期的な記帳の点検は
とっても大切です

間もなく今年も半年が経過します。正確でスムーズな決算の作成をおこなうためには、こまめな記帳、点検が大切です。毎月記帳する方と、1年まとめて記帳する方では経費に大きな差が出る場合があります。まとめて記帳すると、領収書の紛失や何を購入したかを忘れてしまったりすることが多いようです。ぜひこのあたりで一度、記帳の点検を受けられてはいかがでしょうか。

持ち物 帳面または会計ソフトのデータ、領収書・請求書等の資料、10万円以上の資産の資料、ほか

Q、「どのくらいの頻度で申告会にいったほうがいい？」
A、このようなご質問はよくいただきます。会員さんによって、利用していただきたい頻度が異なるので明確な回答はないのですが、一般的な会員さんの1年の利用方法を図にしましたのでご参考にいただければと思います。



この方はお花屋さんで、パートさんを雇っています。4、10、12月と定期的に、それまでの売上、経費など付けていただいた帳簿確認の「記帳点検」、その間の7月に「源泉」、1月の「年末調整」に来ていただき、2月に「決算」という利用をされています。非常に理想的な流れでご利用いただけており、3回記帳点検をしているので決算もスムーズに進むと思われます。これはあくまで一例ですので、一度来所いただきスタッフにご相談ください。

配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額 が改正されました

平成29年度の税制改正により配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われました。平成30年分以後の所得税について適用されます。これまで、配偶者控除は、配偶者の所得金額が38万円以下という要件だけで、申告者の所得金額に係わらず、38万円を控除することができましたが、今回の改正で、申告者の所得金額が900万円超1,000万円以下の場合は、段階的に控除額が減額され、1,000万円を超えると控除できなくなります。(図①参照)
配偶者特別控除についても、配偶者控除と同様に、申告者の所得金額が900万円超1,000万円以下の場合は、段階的に控除額が減額され、1,000万円を超えると控除できなくなると改正されました。
また、配偶者の所得金額の上限が76万円未満から、123万円以下までに拡大されました。(図②参照)
今回の改正により、申告者の所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除、配偶者特別控除の両方とも控除できませんので、ご注意ください。

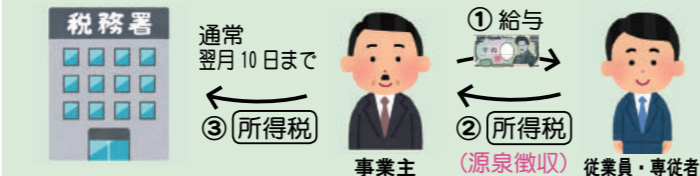
6月15日～7月10日 源泉所得税 をお忘れなく

納付期限
7/10

1月～6月に専従者・従業員の給与から徴収した源泉所得税に係る事務手続きの確認をいたします。

対象者 雇い人への給与と税理士等への報酬の支払いをおこなう方
(※「給与支払事務所の開設届出書」を提出された方は給与の支払いがない場合も納付書の提出が必要です)
持ち物 源泉徴収簿等の支払給与額や控除額、源泉税額がわかるもの
(※以前申告会でインターネットを使用して送った方はその控えをお持ちください)

“源泉徴収”と“納期の特例”ってなんだろう？



人を雇って給与を支払った場合(①)には、その支払金額に応じた所得税及び復興特別所得税を差し引くことになっています。これを“源泉徴収”(②)といい、差し引いて国に納める義務のある者を源泉徴収義務者(③)といいます。
そして、差し引いた所得税及び復興特別所得税は、原則として、実際に支払った月の翌月の10日までに国に納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者は、半年まとめて納めることができる特例があります。これを“納期の特例”といいます。特例を受けていると、その年の1月から6月までの分を7月10日、7月から12月までの分を翌年1月20日までに納付します。この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出する必要があります。

源泉徴収と似たような言葉だけど違う 住民税の“特別徴収”ってなんだろう？

事業主の方(給与支払者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、毎月の給与から個人住民税を差し引き、納入していただく制度です。従業員が常時10人未満の事業所の場合は、区市町村に対して申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度(納期の特例)を利用できます。

詳しくはこちらのページをご覧ください

東京都 特別徴収 検索

図① 配偶者控除

申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の区分			
控除対象配偶者の控除額	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者の控除額	48万円	32万円	16万円

図② 配偶者特別控除

申告者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の所得金額			
38万円超 85万円以下 (給与収入103万円超～150万円以下)	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下 (給与収入197万円超～201万円以下)	3万円	2万円	1万円

自分のため、家族のために受けよう

青色健康診断・ドック

病院での受診なので検査項目が充実！
人間ドックも受診可能でしっかり診てもらえる

青色健康診断 8,000円 (10,000円)
青色ドック 34,000円 (38,000円)

※上記金額は青色共済加入者の方、カッコ内は未加入者の方の金額です

日時：8月1日(水)～8月31日(金)
場所：新町クリニック健康管理センター
受診内容：同送のチラシをご覧ください
申込方法：同送の申込用紙(パンフレット裏面)を記入し、青色申告会へお申込みください

「青色申告って？」 “新入会ガイダンス” から始まる

新しく入会された方を対象にした「新入会ガイダンス」を4月16日～19日の4日間開催し、多くの会員さんにご参加いただきました。「青色申告って？」という内容から始まり、決算までの流れをご説明しました。終了後には個別でご質問をいただきその場で会計ソフトを購入されて始める方も多くいらっしゃいました。

次回開催のご案内
6月24日(日)、7月19日(木)、8月15日(水)
各日9:30～11:00

【内容】 ・青色申告制度について
・個人事業者の税金について
・所得税と消費税のしくみ
・記帳と会計ソフトについて
【費用】 無料
【会場】 青梅青色申告会館3階 会議室
【ご予約】 事前予約制(お電話にてご予約をお願いいたします)

会計ソフトを使って65万円控除を取ろう！
ツカエル青色申告
申告会推奨 “会計ソフト” ソフト代年額5,000円
ご購入を希望される方は事務局までご連絡ください。設定から入力方法までご説明致しますのでご安心ください。

無料相談室のお知らせ

地元税理士による税務相談、弁護士による法律相談、当会スタッフによる生命保険相談を無料で行ってあります。全て予約制となっております。ご希望の方は事務局までご連絡ください。

税理士 6月13日(水) 7月11日(水)
「相続」、「法人成り」「譲渡」など
弁護士 随時受付中
「売掛金の回収トラブル」「不動産トラブル」など
生命保険 随時受付中
いろいろな種類があっていいたいどれに入れたいの？

ソプラノ&テノールデュオの夕べ in チャペル

青梅優法会主催で行われる恒例の音楽会をスイートプラムのチャペルで行います。今年はオペラ、テノールとピアノによるコンサートです。どなたでも無料で参加いただけますのでお気軽にお越しください。

出演者 声楽家 テノール 石山陽太郎
声楽家 ソプラノ 吉野友美
ピアニスト 小泉耕平
日時 6月15日(金) 16:30 開演
会場 スイート・プラム チャペル
青梅市東青梅1-177-3
参加費 無料 ※定員になり次第受付終了となります

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった 小規模企業共済 こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある
自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

中小機構

制度の特長

- 1 経営者のための退職全制度**
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

TEL:050-5541-7171 (共済相談室) 小規模共済 検索